

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 1 月 20 日

広島県・今治市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 3 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、広島県、広島市及び愛媛県が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、広島県、広島市及び今治市においては、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

(5) 名称：道の駅設置者民間拡大事業

内容：道の駅の設置者に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

民間事業者が、今治市から、同市が設置者である道の駅の施設の提供を受けて、道の駅 3 箇所（今治市吉海町、伯方町及び上浦町）の新たな設置者となり、そのノウハウ・資金を最大限活用したりリニューアル等の取組により、道の駅の魅力とサービスの更なる向上を図る。【平成 29 年 4 月より実施】

(6) 名称：獣医師の養成に係る大学設置事業

内容：獣医学部の新設に係る認可の基準の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

学校法人加計学園が、獣医学部の設置の認可を受けた上で、愛媛県今治市において、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部を新設する。【平成 30 年 4 月開設】